

高原町男女共同参画推進本部設置要綱

平成23年3月 7日制定

平成23年5月30日改定

平成24年9月 4日改定

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画に関する諸施策を総合的、効果的に推進するため、庁内に高原町男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画の総合的な計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する企画及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事項。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 前項の会議の議長は、本部長をもって充てる。
- 3 推進本部の会議には、議長が必要と認めたときは、推進本部以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第6条 推進本部に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、本部長の指示を受け、第2条各号の事項について調査検討を行い、本部に提案する。
- 3 作業部会は、別表に掲げる所属の係長職の職員の中から本部員が指名する者及び本部長が必要と認める者をもって組織する。
- 4 作業部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。
- 6 部会長は、作業部会を総括し、必要に応じ作業部会を招集し、その議長となる。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 作業部会の会議には、部会長が必要と認めたときは、作業部会以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 推進本部、作業部会に関する庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月7日から施行する。

附 則 (平成23年5月30日改正)

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

附 則 (平成24年9月4日改正)

この訓令は、平成24年9月4日から施行する。

別表 (第3条関係)

統括主監、総務課長、まちづくり推進課長、税務課長、町民福祉課長、農政畜産課長 農村建設課長、ほほえみ館長、国民健康保険高原病院事務室事務長、上下水道課長 議会事務局長、教育総務課長、農業委員会事務局長
--

別表 (第6条関係)

会計課、総務課、まちづくり推進課、税務課、町民福祉課、農政畜産課 農村建設課、ほほえみ館、国民健康保険高原病院事務室、上下水道課 議会事務局、教育総務課、農業委員会事務局
